

平成16年5月27日

建材情報交流会

- 建築材料から“環境”を考える -

第9回 “安心・安全 PART- ”(防犯)

「指定建物錠の防犯性能表示」

(社)日本建築材料協会 技術委員会

(株)シブタニ クラビス事業部 市場開発室 室長 大塚 清弘

特殊開錠用具の所持の禁止に関する法律（平成15年法律第65号）の概要

- 第 1 条（目的）
 - 侵入犯罪防止
- 第 2 条（定義）
 - 一 建物錠：出入口の戸の錠
 - 二 特殊開錠用具：ピッキング用具・その他専用特殊開錠器具
 - 三 指定侵入工具：ドライバー・バールその他
 - 四 特定侵入行為：特殊開錠用具・指定侵入工具を用いて侵入
- 第 3 条（特殊開錠用具の所持の禁止）
- 第 4 条（指定侵入工具の携帯の禁止）
- 第 5 条（国及び地方公共団体の施策）
 - 防犯性能向上の促進・特定侵入行為防止の啓発及び知識の普及
- 第 6 条（建物錠等の防犯性能の向上）
 - 一 建物錠製造・輸入業は防犯性能向上に努力義務
 - 二 国家公安委員会の情報提供援助など
- 第 7 条（指定建物錠の防犯性能表示）
 - 一 表示義務
 - 二 表示に際しての遵守義務
- 第 8 条（表示に関する勧告及び命令）
 - 一 表示勧告
 - 二 勧告に係る措置の命令

- 第 9 条 (緊急措置)
 - 一 新手口の対応勧告
 - 二 勧告に従わない者の公表
- 第 10 条 (錠取扱業者の責務)
 - 防犯性能を正確に説明する義務
- 第 11 条 (錠取扱業者の団体への援助)
- 第 12 条 (報告及び立入検査)
 - 一 指定建物錠業者への検査立入
 - 二 報告
 - 三 立入職員の身分証明書提示
 - 四 犯罪捜査以外でも立入権限
- 第 13 条 (経過措置)
- 第 14 条 (国家公安委員会規則への委任)
- 第 15 条 (販売者・授与者の罰則)
- 第 16 条 (所持者の罰則)
- 第 17 条 (表示義務者の違反)
 - 百万円以下の罰金
- 第 18 条 (報告・立入拒否違反罰則)
- 第 19 条 (法人に対する罰則)

特殊開錠用具の所持の禁止に関する法律施行令 (平成 15 年政令第 355 号)

- 第 3 条 法第 7 条の政令で定める建物錠は、次に掲げるものとする。
 - 一 シリンダー錠
 - 二 シリンダー
 - 三 サムターン

指定建物錠の防犯性能表示に関する基準 (国家公安委員会告示第1号平成16年) の概要

- 第 1 条 (趣旨)
- 第 2 条 (表示すべき事項)
 - 一 シリンダー錠
 - 二 シリンダー
 - 三 サムターン
- 第 3 条 (表示内容及び方法)
- 第 4 条 (帳簿への記載等)

付則 平成16年4月1日から施行

- 別表第1 試験方法
- 別表第2 表示すべき事項の表示の内容

「指定建物錠の防犯性能表示」について

2004年4月1日
株式会社シブタニ
クラビス事業部

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)が平成15年9月1日に施行され、指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準に基づき平成16年4月1日より出荷される指定建物錠には防犯性能の表示が義務付けられました。

指定建物錠とは?・・・住宅の玄関や建物の出入口に使用する目的で製作される錠
(建物錠)において、防犯性能の向上を図ることが特に必要と
されるもの(シリンダー錠、 シリンダー、 サムターン)
をいいます。

・必要な表示内容

シリンダー錠

1. 耐ピックアップ性能
2. 耐かぎ穴壊し性能
3. 耐サムターン回し性能
4. 耐カム送り解錠性能
5. 耐こじ破り性能
6. 当該シリンダー錠を解錠するものとして出荷するかぎの本数

シリンダー

1. 耐ピックアップ性能
2. 耐かぎ穴壊し性能
3. 当該シリンダー錠を解錠するものとして出荷するかぎの本数

サムターン

1. 耐サムターン回し性能

. 防犯性能表示の解説

<p>耐ピックアップ性能</p> <p style="text-align: center;">表示</p>	<p>規定の試験方法により試験員が1つのシリンダーに対し3回ずつピックアップ用具を用いてピックアップを行い、解錠するまでの時間を計測する。解錠するまでの時間が最も短いものを試験結果とし性能とする。</p> <p>「5分未満」「5分以上」「10分以上」いずれかの表示。</p>
<p>耐かぎ穴壊し性能</p> <p style="text-align: center;">表示</p>	<p>規定の試験方法により工具を使用してシリンダーを破壊し開錠するまでの時間を計測する。開錠するまでの時間が最も短いものを試験結果とし、性能</p> <p>「5分未満」「5分以上」「10分以上」いずれかの表示。</p>
<p>耐サムターン回し性能</p> <p style="text-align: center;">表示</p>	<p>規定の試験方法によりサムターン回しを用いて5分未満で解錠できたものがあるかどうかを判定する。5分未満で解錠できたものがなければ、耐サムターン回し性能「あり」とする。</p> <p>「あり」「なし」どちらかの表示。</p>
<p>耐カム送り解錠性能</p> <p style="text-align: center;">表示</p>	<p>規定の試験方法によりカム送り解錠用具を用いて5分未満で解錠できたものがあるかどうかを判定する。5分未満で解錠できたものがなければ、耐カム送り解錠性能「あり」とする。</p> <p>「あり」「なし」どちらかの表示。</p>

<p>耐こじ破り性能</p> <p style="text-align: right;">表示</p>	<p>次のいずれかの方法により、施錠の効果が失われるかどうかを判定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 規定の試験方法により一人の試験員が扉に通常使用される状態で取付られた錠に対してこじ破りを行い、5分未満で施錠の効果が失われるかどうかを判定する。 2. 施錠状態の錠のデッドボルト中心部に規定荷重をかけ、施錠の効果が失われるかどうかを判定する。施錠の効果が失われなければ、耐こじ破り性能「あり」とする。 <p>「あり」「なし」 どちらかの表示。</p>
<p>子かぎ本数</p> <p style="text-align: right;">表示</p>	<p>シリンダー錠又はシリンダーを解錠するものとして出荷するかぎの本数。</p> <p style="text-align: center;">本</p>

試験方法等、詳細につきましては警察庁のホームページよりご確認下さい。

[警察庁ホームページ http://www.npa.go.jp/](http://www.npa.go.jp/)

[「指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準\(国家公安委員会告示\)試案」](#)

<http://www.npa.go.jp/comment/result/seianki3/pckokuji.pdf>

防犯性能表示カード サンプル(記入例)

2004.04.01
株式会社シブタニ
クラビス事業部

シリンダー

シリンダー		セ310003-0		
平成15年法律第65号 第7条 指定建				
事 項	性 能			防犯性能表示の解説
耐ピッキング性能	5分未満	5分以上	10分以上	ピッキング(シリンダーのかぎ穴に特殊工具を差し込んで錠を操作する方法)による解錠を防ぐ性能
耐かぎ穴壊し性能	5分未満	5分以上	10分以上	工具等によってシリンダー自体を破壊し、錠内部の機構を操作する方法による開錠
出荷時かぎ本数	3本			ロック製造メーカーがシリンダー錠又はシリンダーとセットで出荷する「かぎ」の本数
防犯性能表示とは 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)第7条に基づき、指定建物錠に義務づけられている防犯				
建物錠とは 住宅の玄関その他建物の出入り口のドアに付ける 目的で製造される錠をいいます。				
指定建物錠とは 建物錠またはその部品のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要なものをいい、シリンダー錠、シリンダー、サムターンの3種が指定されています。				

シリンダー錠

シリンダー錠		セ311213 - 0		
平成15年法律第65号 第7条 指定建				
事 項	性 能			防犯性能表示の解説
耐ピッキング性能	5分未満	5分以上	10分以上	ピッキング(シリンダーのかぎ穴に特殊工具を差し込んで錠を操作する方法)による解錠を防ぐ性能
耐かぎ穴壊し性能	5分未満	5分以上	10分以上	工具等によってシリンダー自体を破壊し、錠内部の機構を操作する方法による開錠を防ぐ性能
耐サムターン回し性能	なし (5分未満)	あり (5分以上)	-	ドアにあげた穴からサムターン回しを差し込み、サムターン(つまを回転させる方法)による解錠を防ぐ性能
耐カム送り解錠性能	なし (5分未満)	あり (5分以上)	-	錠の構造上のすき間から針金等の工具を内部に差し込み、錠内部の機構を操作する方法による解錠を防ぐ性能
耐こじ破り性能	なし (5分未満)	あり (5分以上)	-	ドアとドア枠のすき間にバール等の工具を差し込み、デッドボルト(かんぬき)を折り曲げる方法による開錠を防ぐ性能
出荷時かぎ本数	3本			ロック製造メーカーがシリンダー錠又はシリンダーとセットで出荷する「かぎ」の本数
備 考				

サムターン

サムターン	平成15年法律第65号 第7条 指定建	セ001000 - 0
事 項	性 能	防犯性能表示の解説
耐サムターン回し性能	なし (5分未満)	あり (5分以上)
		- ドアにあけた穴からサムターン回しを差し込み、サムターン(つまみ)を回転させる方法による解錠を防ぐ性能
防犯性能表示とは 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)第7条に基づき、指定建物錠に義務づけられている防犯		
建物錠とは 住宅の玄関その他建物の出入り口のドアに付ける目的で製造される錠をいいます。		
指定建物錠とは 建物錠またはその部品のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要なものをいい、シリンダー錠、シリンダー、サムターンの3種が指定されています。		

